

法第 3 1 条（便所）

農業集落排水処理施設

建築物の污水排出先が農業集落排水処理施設である場合は、構造、機能及び維持管理が個別的に
的確になされていることから、下水道と同様に取り扱う。（昭和 5 5 年告示第 1 2 9 2）